



第28回 教育資金贈与について

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



私は、祖父から4年前に書面による贈与で教育資金1,000万円をもらい、武蔵野銀行に預入し非課税の手続きをしてもらいました。

先日祖父から「非課税の枠がまだ余っているので追加で500万円贈与する。」という話がありましたが、制度が変わって祖父が亡くなると相続税がかかると聞きました。

教育資金の非課税の制度はどのように変わったのでしょうか。



今月は教育資金の非課税制度についてのご質問ですね。教育資金の一括贈与の非課税制度については、2018年4月号でもご紹介しましたが、ご質問のとおり、令和元年度に税制が改正されています。

1. 制度の概要

まずは、制度の概要について復習してみましょう。

この制度は、贈与を受ける者の将来の教育に要する費用を事前の一括贈与により確保するための制度で、平成25年4月1日以後の贈与で次の要件を満たす場合に合計1,500万円まで非課税となります。

(1) 要件

- イ. 30歳未満の方（以下「受贈者」といいます。）への贈与であること
 - ロ. 祖父母などの直系尊属（以下「贈与者」といいます。）からの贈与であること
 - ハ. 教育資金（右頁表「教育資金とは」参照）に充てるための贈与であること
- 二. 金融機関等と「教育資金管理契約」を締結すること
- ホ. 教育資金管理契約に基づき「教育資金口座の開設等」をすること。

※「教育資金口座の開設等」とは次の場合をいいます。

①信託受益権を取得した場合

②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入した場合

③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合

へ. 金融機関等を経由して「教育資金非課税申告書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること

(2) 教育資金管理契約の終了

教育資金管理契約は次の場合に終了します。

イ. 受贈者が30歳に達した場合

ロ. 受贈者が死亡した場合

ハ. 口座残高が0円となった場合で受贈者と取扱金融機関との間で教育資金管理契約を終了させる合意があった場合

なお、上記「ロ」以外の場合で教育資金管理契約終了時の口座残高や契約期間中に教育資金以外の用途に費消された資金は、終了時に贈与者から贈与があったとみなされ、贈与税が課税されます。

2. 令和元年度改正の概要

では、令和元年度にどのような改正があったのでしょうか。

(1) 適用期限の延長

適用期限が平成31年3月31日から令和3年3月31日まで2年間延長になりました。

(2) 受贈者の所得要件の追加

(平成 31 年 4 月 1 日以後の贈与に適用)

贈与を受ける年の前年の受贈者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、特例が受けられなくなりました。

(3) 23 歳以上の受贈者の教育資金の範囲の見直し

(令和元年 7 月 1 日以後の贈与に適用)

受贈者が 23 歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、学校等以外の教育に関する役務提供の対価等及びそれらに関する費用(表「教育資金とは」の(2)イ参照)が除外されました。

ただし、雇用保険法の教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外されないこととされました。

(4) 教育資金管理契約の終了事由見直し

(令和元年 7 月 1 日以後の贈与に適用)

改正前は、受贈者が 30 歳に達した日に教育資金管理契約は終了することになっていましたが、改正後は、30 歳到達時に次のいずれかに該当する場合にはこの特例を継続して適用できることになりました。

- イ. 学校等に在学している場合
- ロ. 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

なお、上記イ又はロの事由が 1 日もなかった年の 12 月 31 日又は受贈者が 40 歳に達する日のいずれか早い日に契約が終了することとなりました。

また、30 歳到達後もこの特例を利用する場合は、一定の手続きが必要となりますのでご注意ください。

(5) 贈与者が死亡した場合の残額に対する相続税課税

(平成 31 年 4 月 1 日以後の贈与に適用)

贈与者が死亡した場合、その死亡日の前 3 年以内に行われた贈与は、次の場合を除き一定の残高が相続財産に加算されることになりました。

- イ. 受贈者が 23 歳未満である場合
- ロ. 学校等に在学している場合
- ハ. 教育訓練給付金の支給対象となる訓練を受講している場合

3. ご質問の場合

ご質問の場合には、4 年前(平成 31 年 3 月 31 日以前)に受贈した 1,000 万円のうちおじい様が亡くなられた日の残高については、相続財産に加算にはなりません。

しかし、今後もらう予定の 500 万円については、平成 31 年 4 月 1 日以後の贈与なので、贈与の日から 3 年以内におじい様が亡くされると相続財産に加算になり、加算後の遺産の額が基礎控除を超えれば、相続税の申告が必要になります。

贈与の日から 3 年を過ぎれば相続財産に加算になりません。

ぜひ、おじい様に長生きしていただいでください。

■ 教育資金とは

<p>(1) 学校等*に対して直接支払われる次のような金銭</p>	① 入学金, 授業料, 入園料, 保育料, 施設設備費又は入学(園)試験の検定料など
	② 学用品費, 修学旅行費, 学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
<p>(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの</p>	<p>※「学校等」とは:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育法上の幼稚園, 小・中学校, 義務教育学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校, 高等専門学校, 大学, 大学院, 専修学校, 各種学校 ● 外国の教育施設 〔外国にあるもの〕 その国の学校教育制度に位置づけられている学校, 日本人学校, 私立在外教育施設 〔国内にあるもの〕 インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの), 外国人学校(文部科学大臣が高校相当として指定したもの), 外国大学の日本校, 国際連合大学 ● 認定こども園又は保育所
	イ. 役務提供又は指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの
	③ 教育(学習塾, そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
	④ スポーツ(水泳, 野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ, 絵画など)その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
	⑤ ③の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
	ロ. イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの
	⑥ ②に充てるための金銭であって, 学校等が必要と認めたもの
	⑦ 通学定期券代
⑧ 留学渡航費, 学校等に入学・転入学・編入学するために必要となった転居の際の交通費	

より詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行各支店の窓口またはぶぎん地域経済研究所へお尋ねください。